

随意契約理由書

件名	令和7年度超音波探傷装置点検及び校正業務
契約の相手方	協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 超音波探傷装置は電車の輪軸に対して超音波探傷を行い、輪軸の健全性を確認するものである。 輪軸の健全性を担保する為には、当該超音波探傷装置が正常に動作し、異常を的確に検出できるか、定期的に確認する必要がある。 上記確認作業を担当する者は、超音波探傷に関する知識・技術を有するとともに、当該超音波探傷装置の機能・構造等を熟知している必要がある。 これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、当該装置の製作を担当した上記業者のみである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 （電話番号 791-6582）